

連結財務書類 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの…再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの…取得原価

取得原価が判明していないもの…再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産…取得原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券…償却原価法（定額法）

② 満期保有目的有価証券以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの…会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの…取得原価又は償却原価法（定額法）

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの…会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの…出資金額

(3) 棚卸資産評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・先入先出法による原価法

ただし、一部の連結対象団体においては、最終仕入原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

ただし、一部の連結対象団体については、法人税法の規定による定率法で計上しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

a 事業用資産

建物 8～50 年

工作物 2～60 年

その他 5～15 年

b インフラ資産

建物 6～75 年

工作物 6～80 年

その他 5～60 年

c 物品 2～30 年

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・定額法
なお、ソフトウェアについては、見込利用期間（５年）に基づいています。
- ③ リース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
- (5) 引当金の計上基準及び算定方法
 - ① 徴収不能引当金
過去５年間の平均不納欠損率に基づく徴収不能見込額を計上しています。
ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法の規定による法定繰入率により計上しています。
 - ② 退職手当引当金
自己都合による期末要支給額に基づき計上しています。
 - ③ 賞与等引当金
６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
 - ④ 損失補償引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上します。
- (6) リース取引の処理方法
 - ① ファイナンス・リース取引
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行います。
 - イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行います。
 - ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行います。
- (7) 連結資金収支計算書における資金の範囲
現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）。また、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
ただし、一部の会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

平成30年度においては、変更はありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

株式会社まちづくり奈良について、平成30年度末で解散し、清算が終了したため、令和元年度から連結対象外になります。

(2) 組織・機構の大幅な変更

■危機管理体制を明確にし、迅速で機動的な指揮命令を可能にするため、総合政策部から危機管理監を独立させます。これに伴い、総合政策部より危機管理課を危機管理監の下に移管します。

■簡素で効率的な組織の実現のため、財務部及び会計契約部を総務部に統合するとともに、市民活動部を市民生活部に統合して市民部に改称します。

■最適な組織編成と職員の適正配置の一体化及び政策推進における ICT 化の強化のため、人事課及び情報政策課を総務部から総合政策部へ移管します。

■まちづくりとの連携を考慮し、住宅課は市民生活部から都市整備部へ移管します。

■母子の健康支援に係る体制強化の観点から、従前の健康増進課の事務の一部を所管する母子保健課を新設します。

■まちづくり包括協定に係る事業の推進強化の観点から、従前の総合政策課及び都市計画課の事務の一部を所管する都市政策課を新設します。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

■幼児教育の無償化

令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられるのに合わせて、幼児教育・保育の無償化が実施されます。令和元年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する子ども・子育て支援臨時交付金が創設され、全額国費で対応されます。

■森林環境譲与税の創設

税制改正により、森林整備等の地方財源を安定的に確保し森林現場の課題に対応するため、森林環境税が創設され、森林環境譲与税として都道府県及び市町村に譲与されます。森林環境税の課税は令和6年度からですが、国の借入により先行して令和元年度から森林環境譲与税が譲与され、令和元年度は27,000千円の収入が見込まれています。

■軽自動車税環境性能割の創設

令和元年10月1日から現行の自動車取得税に代わって軽自動車税環境性能割が創設されますが、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車については、環境性能割の税率が1%分軽減されます。これによる減収については、軽自動車税減収補填特例交付金として全額国費で補填されます。

(4) 重大な災害等の発生

該当なし。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当 金計上額	貸借対照表未計上 額	
奈良県信用保証協会	-	-	65,672 千円	65,672 千円
計	-	-	65,672 千円	65,672 千円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で、損害賠償等の請求を受けている主なものは、次のとおりです。

①奈良地方裁判所平成 31 年（ワ）第 142 号

損害賠償等請求事件 172,430 千円

②奈良地方裁判所平成 30 年（ワ）第 304 号

損害賠償請求事件 3,979 千円

③奈良地方裁判所平成 30 年（ワ）第 112 号

損害賠償請求事件 3,904 千円

5 追加情報

(1) 連結財務書類対象会計

会計名	区分	連結の方法	比例連結の割合
一般財団法人奈良市総合財団	第三セクター	全部連結	-
公益財団法人奈良市生涯学習財団	第三セクター	全部連結	-
株式会社奈良市清美公社	第三セクター	全部連結	-
奈良市市街地開発株式会社	第三セクター	全部連結	-
株式会社まちづくり奈良	第三セクター	全部連結	-
奈良県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	24.8%
奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合	一部事務組合	比例連結	14.7%
山辺環境衛生組合	一部事務組合	比例連結	55.7%
奈良県市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	2.6%

① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

② 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

(2) 出納閉鎖期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調

整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。